

平成24年度第1回

新宿区みどりの推進審議会議事録

平成24年9月3日（月）

新宿区みどり土木部みどり公園課

平成24年度第1回新宿区みどりの推進審議会議事録

平成24年9月3日（月）

午前10時00分～午前10時34分

戸塚地域センター5階会議室

1 開 会

2 報 告

みどりの推進審議会小委員会における審議経過及び結果について

3 審 議

保護樹木等の指定及び解除について

4 現地見学

(1) 特別保護樹木（薬王院） 下落合四丁目8番2号

(2) 区民ふれあいの森（区立おとめ山公園） 下落合二丁目10番

5 その他

連絡事項など

6 閉 会

●配付資料一覧

議事次第

資料1 新宿区みどりの推進審議会委員名簿（第11期）

資料2 みどりの推進審議会小委員会における審議経過及び結果について

資料3 保護樹木等の指定及び解除について

資料4-1 特別保護樹木（薬王院）について

資料4-2 区民ふれあいの森 ①概 要 ②全体平面図

参考資料A 保護樹木の指定解除理由

参考資料B みどりの配置方針図

- 参 考 新宿区みどりの条例・同施行規則（審議会抜粋）
参 考 新宿区みどりの条例・同施行規則（保護樹木抜粋）
参 考 新宿区みどりの基本計画（回収資料）
参 考 新宿区みどりの実態調査報告書（第7次）（回収資料）

審議会委員 13名

会 長	熊 谷 洋 一	副会長	興 水 肇
委 員	池 邊 このみ	委 員	斎 藤 馨
委 員	渋 江 桂 子	委 員	武 山 昭 英
委 員	渡 辺 芳 子	委 員	黒 森 昭 夫
委 員	小 池 玲 子	委 員	福 田 雅 人
委 員	越 野 明 子	委 員	椎 名 豊 勝
委 員	藤 田 茂		

◎はじめに

みどり公園課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから平成24年度第1回新宿区みどりの推進審議会を始めさせていただきます。

私は、本日事務局を務めさせていただきます、みどり公園課長の吉川と申します。本年4月からみどり公園課長を務めております、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、現時点で傍聴を希望される方はお見えになっていませんが、本日の審議内容から公開しても支障がないと思われるため、公開とさせていただきます、皆様の御了承をお願いいたします。

それでは、改めまして平成24年度第1回新宿区みどりの推進審議会を始めさせていただきます。

委員の皆様には、お忙しい中、御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本日の会議ですが、10時30分を目途に、報告事項、審議事項を終了し、こちらで用意しました公用車に分乗いたしまして、現地見学を1時間程度いたしました後に、時間にもよるんですけども、一度こちらに戻る、あるいは現地解散ということで、12時を目途に閉会したいと考えております。審議と現地見学という忙しいスケジュールとなっておりますけれども、よろしくお願いいたします。

ここでマイク的使用方法について御説明させていただきます。発言の際はマイクを持ってまいりますので、挙手をしていただきますように、よろしくお願いいたします。

では、これより議事進行を会長にお願いいたします。会長よろしくお願いいたします。

◎開会

熊谷会長 それでは、時間もありませんので、平成24年度第1回新宿区みどりの推進審議会を開会いたします。最初に、事務局より本日の出席状況について、お願いいたします。

みどり公園課長 それでは、本日の委員の出席状況について御報告いたします。

本日は、金田委員から欠席の届けをいただいております。また、現在高橋委員がお見えになっておりません。このため本日は15名中13名の御出席によりまして審議会は成立をしておりますことを御報告いたします。

熊谷会長 次に、本日の資料について事務局より説明をお願いいたします。

みどり公園課長 それでは、皆様のお手元にごございます資料について、御説明いたします。お手元に配付しました資料を御確認いただきたいと思ひます。

まず、議事次第A4、1枚、それから、新宿区みどりの推進審議会委員名簿（第11期）A4、1枚、右肩に資料1とか資料2と書いてございます。御確認ください。資料2、みどりの推進審議会小委員会での審議経過及び結果について、A4、表裏1枚です。資料3、保護樹木等の指定及び解除について、A4、1枚でございます。資料4-1、薬王院の特別保護樹木について、A4、1枚でございます。それから、区民ふれあいの森事業について、資料4-2①、それから、A3の区民ふれあいの森全体平面図、それから、参考資料Aといたしまして、保護樹木の指定解除理由を分析したものでございます。それから参考資料Bということで、みどりの配置方針図、みどりの基本計画、こちらがA4、1枚、それから参考といたしまして、新宿区みどりの条例・同施行規則のみどりの審議会部分を抜粋したものでございます。それ以外に、机上に、冊子で新宿区みどりの基本計画、それから新宿区みどりの実態調査報告書（第7期）、こちらの2冊は終了後回収させていただきます。資料の不足等がございましたら事務局までお知らせ願ひます。

熊谷会長 いかがでしょうか。資料はおそろいでしょうか。

◎みどりの推進審議会小委員会における審議経過及び結果について

熊谷会長 それでは、議事を始めさせていただきます。まず、報告に入ります。まずはみどりの推進審議会小委員会での審議経過及び結果について、事務局より説明をお願いいたします。

みどり公園課長 それでは、みどりの推進審議会小委員会での審議経過及び結果について、資料2に基づきまして御報告をいたします。

4月16日14時57分から、区役所本庁舎6階会議室におきまして小委員会を開催いたしました。当日の小委員会には7名の委員の皆様にご出席いただき、開催することができました。

審議では、お手元の資料2、審議経過5にありますとおり、御意見をいただくとともに、保護樹木の指定及び解除について御審議をいただきました。

なお、前回の審議会の御意見を受けまして作成しましたのが参考資料AとBでございますので、後ほどお目通しいただきたいと思ひます。

それでは、当日の資料をもとに、パワーポイントで御説明いたします。担当の職員より映像を交えて御説明させていただきます。申しわけありませんが、室内の明かりを暗くさせていただきます。

事務局 事務局の宮田と申します。よろしくお願いたします。着席して説明させていただきます。

それでは、平成24年4月16日に開催されました第1回新宿区みどりの推進審議会小委員会の審議事項について、御報告申し上げます。

平成24年2月28日から平成24年4月16日の期間内に、保護樹木等に関しまして、指定の同意書及び解除の申し出のありましたものについて御審議していただきました。

保護樹木等の指定及び解除につきまして、本件は、保護樹木につきまして、指定案件1件1本、解除案件1件1本の審議をしていただきました。

なお、保護樹林、保護生垣につきましては、当該期間中に、指定、解除ともに申し出及び届出はございませんでした。

それでは、具体的に説明してまいります。保護樹木の指定に対しましては、まず保護樹木等の指定についてです。保護樹木1件1本につきましては、樹種はスダジイ、幹回りが1.47メートル、生育良好のもので、所在地西早稲田三丁目にあるものにつきまして審議していただきました。保護樹木の指定に対しましては、樹木が健全でかつ樹容が美観上すぐれている樹木のうち地上1.5メートルにおける高さ幹回りが1.2メートル以上の樹木を対象としております。

対象樹木は西早稲田三丁目にあります駐車場敷地内に生育している樹木1本です。先ほど申しあげましたように、樹種はスダジイで、幹回り1.47メートルで、指定基準を満たした生育良好な樹木となります。

対象木はコインパーキングの敷地内の南西の角地に生育しております。生育良好で、年一回の定期的な点検が行われております。並びには、昭和48年度に指定されました、平成10年3月に衰弱し、枯死したために指定解除したスダジイの木が横にございます。枯死したスダジイは撤去されずに残置されているため、対象木と幹が一部触れておりますが、H鋼で南側に傾くのを抑えている状況です。所有者は、枯死したスダジイは依頼している造園業者等が御神木ということで処分したくないということで、腐食してなくなるのを待っているという状況にございます。

続きまして、保護樹木の指定解除について、こちらが衰弱して指定解除したスダジイの写真になります。

続きまして、保護樹木等の解除について、こちらにつきましては1件1本の指定解除の申し出がございました。指定年度は平成6年、樹種はサクラです。幹回りは3メートルのもの

です。指定解除の理由につきましては、建築基準法上の第42条2項によって道路用地として提供する上で支障となることから、移植も困難であるため指定解除をしたいということです。所在地は弁天町になります。

こちらの物件ですけれども、生育箇所が新しい建築計画にかかることから移植場所の確保も困難であり、指定解除の届出がございました。また、前面道路が42条2項でセットバックする部分にちょうどサクラの生育箇所がかかるということで、指定解除の届出がございました。

樹種はサクラ、ソメイヨシノになります。敷地の南側の擁壁沿いに生育しておりまして、今回遺産相続によりまして敷地の半分で保護樹木の生育する場所を更地で5月に売却することになりまして指定解除の申し出がございました。新しい建築計画に対しては、南側の指定は、先ほど申し上げたようにセットバックする必要がありまして、現状では後退箇所に生育していることになります。幹回り3メートルで、樹高約8メートル、枝張り8メートルとなっております。私道側に越境しないように北側の枝は剪定されておりました。生育良好でしたが、樹齢に伴う老齢化が見られまして、幹にキノコ、ウロなどがございました。

こちらの今説明いたしました指定及び解除につきましては、小委員会でも認めただきまして、保護樹木につきましては前回の審議会から増減なしで278件1,067本、保護樹林につきましては増減なしで36件8万7,962平米、保護生垣につきましては増減なしで43件1,167メートルが指定されている状況でございます。

以上が報告事項となります。また、前回の委員会の際にいただきました御意見といたしましては、お手元の資料2-5に審議経過を記載してございますが、保護樹木の指定解除理由の傾向について、過去の事例も含めて保護樹木の指定解除のケースを分類し、今後の傾向と対策を検討していくべきだという御意見をいただきました。この御意見を受けまして作成しましたのが、平成5年から本日までの指定解除件数を理由ごとに集計しました参考資料Aとなります。

なお、本日は参考資料は傾向の部分での資料提供となります。分析をしておりませんので、件数のみの比率が書いてございます。

続きまして、生育箇所が建築基準法第42条2項のセットバックに該当する樹木の集計につきましては、今年度庁内のJIS、地理情報システムに保護樹木データが反映される予定ですので、その後に集計させていただければと思っております。

3番目に、区内の地域ごとのみどりの形成や保全方法を整理し、戦略マップを作成すべき

ではないかという御意見につきましてですが、参考資料Bのように現在みどりの基本計画においてみどりの配置方針図を作成しております。現在6つの地域ごとに方針を立てまして、みどりの方針等を進めております。

以上で、保護樹木等の指定及び解除についての説明を終了いたします。

熊谷会長 何か御質問あるいは御意見がございましたら、お伺いしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

◎保護樹木等の指定及び解除について

熊谷会長 それでは、御質問がないようでございますので、次に審議に入りたいと思います。

保護樹木等の指定及び解除について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 事務局の担当の三橋といいます。よろしくをお願いいたします。着席で御説明させていただきます。

保護樹木等の指定及び解除についてでございます。案件は前回の小委員会4月16日以降本日までの案件についてでございます。保護樹木指定の申し出はございませんでした。解除が1件1本ございます。保護樹林、保護生垣につきましては指定及び解除ともございません。

それでは、指定解除の案件について御説明いたします。樹種はクスノキ、指定年度は平成8年度です。現在の幹回りは3.05メートル、平成8年の指定時は2.2メートルとなっております。解除の理由といたしましては、建て替えにより建築計画に支障となる。移植場所の確保も困難であるということでございます。場所は若松町になります。これが対象樹木の遠望でございます。敷地がこちらで、敷地面積は約300平方メートルです。ここに、表記してございませんが、路地につながっております。薄いオレンジが昔の建物で、ブルーのラインが今回建築を計画している建物ということです。対象樹木は南側から約2メートル離れたところに立っておりますが、新しい建物の壁面線が今度3メートルぐらいのラインにくるということで、支障になってしまうということです。

これが対象樹木です。高さが約15メートル、もうちょっと、それ以上あるかと思えます。やや建物側に傾いている状況でございます。壁から3メートル、建築予定ラインが大体このあたりということで、根及び樹冠のほとんどがかかってしまうのではないかと。樹冠につきましては剪定がされておまして、大分小ぶりになっております。生育といたしましては良好で、特に根元付近にウロ、キノコ等はありませんでした。

この解除によりまして件数及び本数とも1本ずつ減りまして、件数が277件、本数が1,066

本となります。

保護樹林、保護生垣につきましては、変更はございません。

簡単でございますが、以上御説明させていただきました。

熊谷会長 ただいまの説明に対しまして、御質問、御意見がありましたらお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

大変立派な樹木で、もったいないとは思いますが、やはり建築計画で、事務局では多分移植等についての可能性も所有者の方と検討はしていただいたようですが、やむなくということ、お認めいただいてよろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、保護樹木の指定、解除について、原案どおりお認めをいただいたということにさせていただきます。

◎現地見学

熊谷会長 それでは、御質問がないようでございますので、引き続いて現地見学会についての説明を事務局からお願いいたします。

事務局 それでは、続きまして現地見学会の説明をいたします。

まず1件目が特別保護樹木（薬王院）についてでございます。こちらは、当初昭和48年に保護樹木に指定をされたものでございますけれども、地域を象徴する樹木であり、樹形、樹勢が良好である。将来の生育空間が確保されている。所有者による良好な維持管理がされているということで、平成23年9月8日に特別保護樹木といたしました。樹種はケヤキ、幹回り3.3メートル、所在地は下落合四丁目でございます。

こちらが対象のケヤキでございます。境内の敷地の中ほどでございますので、樹形、生育空間としても申し分なく、生育も良好なものでございます。

こちらの特別保護樹木につきまして、その支援といたしまして、保護樹木指定後こちらで樹木の精密診断、状況診断をさせていただきました。診断方法としては、非破壊樹木腐朽測定ということで、ガンマー線を使いまして、樹木に傷をつけることなく樹木の内部の様子をうかがうというものでございます。

こちらがその診断結果でございます。ガンマー線をこちら側とこちら側2方向から当てて、その透過の様子をパソコンで処理をするというものでございます。その結果がこちらになります。真ん中の白い部分が腐朽もしくは空洞と思われる場所になります。一部過去に保護手術をしているようで、こちらにウレタン、シリコーンのコーティングが腐朽部にされており

ました。腐朽率といたしましては17%でございます。これは樹木の腐朽状況といたしましてはほぼ健全に近いということで、特段現時点では問題になることはない、キノコ等もございませんので、しばらくは大丈夫だろうということでございます。

ただ、一部木の下部に褶曲といたしまして、しわがよっている箇所がございました。多少木に圧力がかかっている、少し傾きの圧力がかかっているというのが樹木医の診断でございましたので、観察は今後もしていく必要があるだろうということでございました。

こちらが対象樹木のある薬王院及びその周辺でございます。薬王院の敷地がこちらになります。さらに奥にお墓の部分があります。隣に、こちらは新宿区の公園で、下落合野鳥の森公園というのが隣接してございます。こちらの緑色は樹形30センチ以上の樹木をプロットしてありますけれども、薬王院、それから下落合野鳥の森公園及びその周辺も含めてこの地域は高木が非常に集まっている地域でございます。

薬王院につきましても、この境内地、保護樹木全部で19本指定しております。また、全体が保護樹林になっておりまして、樹林面積は4,700平方メートルでございます。そのうち今回の特別保護樹木がこちらになります。山門から入って非常によく目につくところでございます。

以上で特別保護樹木の説明を終了いたします。

事務局 続いて、区民ふれあいの森について、場所はおとめ山公園なんですけれども、について御説明申し上げます。

これは新宿区の地図です。新宿区の地図で、新宿の駅がここです。ここから山手線がこのように走っておりまして、ここに高田馬場の駅がございます。高田馬場の駅から約500メートル行ったところ、ここにおとめ山公園がございます。今皆様がいらっしゃる戸塚の地域センターはこのあたりです。今、三橋が説明しました薬王院はこのあたりにございます。

これはおとめ山公園を航空写真で見たものですけれども、この赤い部分がおとめ山公園、真ん中道路が走っていきまして、右側と左側に分かれています。このおとめ山公園の南側それから北側、これも北側、これも北側になりますけれども、これらの土地を取得しまして、おとめ山公園自体を大きくしていく。おとめ山公園自体が今森のような形になっていますけれども、これを拡充していくというのが区民ふれあいの森という事業であります。

おとめ山公園自体は、航空写真で見ますと全部、すべてが木で埋めつくされているように見えますけれども、中に水路が走っています。流れがございまして、この通りを挟んでこちら側を見るとここに池がございます。空から見ると全く樹木で覆われていてわからないよう

な状態になっていますけれども、中には湧き水がございまして、水路がございまして、このおとめ山公園自体は1.5ヘクタールございまして、この黄色い部分がつけ加わりますと約2.75ヘクタール、先ほど私、言い間違えました。約1.5ヘクタールだったのが2.75ヘクタールにふえるという形になります。

既存のおとめ山公園、上から見ていますとこれが平らに見えますけれども、実際はこの敷地からずっと全部坂になっていまして、約10メートルぐらい上のほうは高くなっています。ここは全部斜面です。公園ですから平らのように見えますけれども、すべて大体斜面になっています。斜面があつて、水路のあるところが低くなっているという形になっています。これは昔つくられた公園なので、車両は一切入れません。人が歩く道だけになっております。これは江戸時代に徳川将軍の狩りをする場であったもので、人が入るのをお留めになるという形でおとめ山という名前がついております。

その後おとめ山公園は将軍家の狩猟の場だったんですけれども、それはこの場所だけではなく、このあたり全体がそういう場でありました。そこに対して、時代を経まして歴史的に明治時代になりまして近衛家というところに、その後相馬家というところに移りまして、その後東京オリンピックのころ、そのころにこの辺も開発されて、この森自体も全部、ここも全部森だったんですけれども、そういったものが一たん取り壊されて、ここに大蔵省の官舎ができるような形になりました。これは実際今あるんです。ここを全部壊されて官舎ができる予定だったんですけれども、地域の住民の運動で、ここを何とか残しましょうという運動が起こりまして、ここの部分は残りました。ここの部分とここの部分とここの部分については大蔵省の官舎ができました。今の財務省になります。平成18年、19年ごろに官舎を取り壊すという情報を得まして、新宿区ではその土地を購入して、公園をふやそうという動きになりました。

こちらがスケジュールになっていますけれども、おとめ山公園、先ほどのここの部分とここの部分、この水路と申し上げたのはここに流れています。これが水路です。ここに池がございまして、名前をつけました。Aゾーン、Bゾーン、Cゾーン、中央ゾーンと名前をつけました。ここに24年度、今現在ですけれども、今現在工事を行っているのは中央ゾーン、Cゾーンというところ、ここの部分とここの部分、この2カ所を今工事しております。来年度AゾーンとBゾーン、ここを工事しまして、来年1年では終わりませんで、25年、26年、2年かかってここを終わらせようという計画でおります。

これをどのような公園をつくっていくかというのをこれからお話ししますが、この

公園をつくるに当たりまして検討会というものをつくりました。区役所だけでいろいろ計画を進めていくのではなくて、検討メンバー17名の方に入っていました。区民の方、地域の団体の方、学識経験者の方、行政も入りまして、住民団体の方、関係団体の方、関係団体というのは地域を守る会とか、そういった会の方々です。そして、専門委員の方にも入っていました。今日、来ていらっしゃる東京樹木医会の委員でいらっしゃいます椎名先生にも専門委員としてこちらのふれあいの森検討会議の中にも入っていただいています。住民団体といたしまして、金田さんにも町会連合の会長さんという形で検討会に入っていました。今まで平成21年11月から始めまして、ことし24年1月まで8回検討会を設けました。どのような形で設けていくかという形でつくっていったというような形になります。

これが検討会のコンセプトなんですけれども、こんな形で公園をつくりますというのを述べています。簡単に申し上げます。落合の崖線に息づく記憶の再生、みんなが楽しく健やかになる空間の構築及びレクリエーション、まちの安全・安心を高める防災拠点として、これは防災、こちらはソフトのことなので割愛いたします。この3つを考えて公園づくりを進めました。

これは歴史的なことになってしまうんですけれども、先ほどの、ここは高田馬場の駅で、ここに山手線です。ここがおとめ山公園です。これは昔の地図で、こちらが台地になってまして、こちらが神田川が流れていまして、低いところ、こちらは高いところ。これが昔流れていた、昔こういった水路がございました。この昔あった水路をおとめ山公園の中に設けていくということを今回テーマにしております。

これがおとめ山公園の流れがあって池のあるところ。Aゾーン、Bゾーン、Cゾーンというところが、水路にかかっているところで、昔あった水路です。今現在は埋め立てられてこういった水路はございません。昔の姿を思い起こすという形のことを考えております。

今までのことを考えながら、歴史的なこと、地形的なこと、レクリエーション、それから防災ということを考えながら、こちらは比較的平らな部分をつくります。こちらについては掘り込んで、掘り込んで、昔の水路を復元しながら谷戸の地形、崖線というものをこちらで表現していくようなことを考えております。

これを鳥瞰図にするとこのような形になります。ここは比較的平らな部分です。こちらに対してこちらからずっと坂道を上っていくような形になります。坂道をずっと上っていきます。高いところから見おろすとVの字にカットして、ここは掘り込んでいく。こちらはもちろん森をつくっていく。森をつくっていったって、真ん中には芝生をつくる予定なんですけれども、

このような形になります。こちらでは平坦な部分をそのまま残しておきまして、防災の場であり、レクリエーションの場であり、歴史的なものを残すという形で考えております。

先ほどの掘り込んだイメージがこのようになります。これが谷戸の地形という形で、森をつくって、森をつくって、掘り込んであげて、もしかしたらここに水が出てくるかもしれない。こういったものをつくる。

これが今つくっている、きょう見ていただくCゾーン、中央ゾーン、これが次の年に行われる部分です。これが皆様のお手元にお示ししているところになります。

以上でございます。

熊谷会長 それでは、時間の都合がございますので、早速現地に御案内をさせていただいて、もし御質問等があれば現地でお伺いできたらと思っておりますので、よろしく願いいたします。

みどり公園課長 それでは、本日は公用車を3台用意してございますので、3台に分乗していただき、移動していただきます。お車まで係員が誘導してまいります。

なお、定員に余裕がございませんので、なるべく詰めてお願いいたします。また、見学時間が押していますので、超過した場合、先ほど申し上げましたが現地で解散ということも考えてございますので、その場合高田馬場駅までお送りするような形をとらせていただきますので、よろしく願いいたします。したがいまして、お荷物は持参いただきまして、お車まで移動してください。一階になりますので、とりあえず一階まで御案内いたします。よろしくお願いいたします。

午前10時34分閉会